

○うきは市キャラクター着ぐるみ貸出規程  
(平成 25 年 8 月 8 日告示第 62 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、うきは市キャラクター「うきぴー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、うきは市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年うきは市条例第 65 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第 2 条 市長は、地域活性化に寄与する活動を行う団体及び個人（以下「貸出対象者」という。）に着ぐるみを貸出することができる。

(経費負担)

第 3 条 着ぐるみの貸出しは、無償とする。ただし、着ぐるみの貸出期間中における保管、移送その他に要する一切の経費は、着ぐるみの貸出しの承認を受けた団体及び個人（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(申込み)

第 4 条 着ぐるみの貸出しを受けようとする貸出対象者は、貸出希望日の 2 月前から 7 日前までに市長に申込まなければならない。

(承諾)

第 5 条 市長は、前条の規定による申込を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、着ぐるみの貸出しを承諾する。ただし、同一の貸出期間に係る複数の申込みがあったときは、先着順によるものとする。

- (1) うきは市の業務に支障のある場合
- (2) うきは市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 社会的又は教育的に悪影響を与え、若しくはキャラクターのイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 着ぐるみが、うきは市の定める使用方法に従って使用されないおそれのある場合
- (5) うきは市が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を市民等と与え、又は与えるおそれのある場合
- (6) 着ぐるみの使用が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合
- (7) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (8) その他着ぐるみの使用に関し著しく不適當である場合

(貸出期間等)

第 6 条 着ぐるみの貸出期間は、当該期間の初日から起算して 5 日以内とする。ただし、貸出期間の末日が休日に当たる場合は、当該休日の次の平日までを貸出期間とする。

(順守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長が別に定める着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 貸出日の前日までに、着ぐるみの使用方法について市の職員から説明を受けること。
- (3) 使用者以外の第三者に着ぐるみを使用させないこと。
- (4) 貸出期間を遵守すること。
- (5) 着ぐるみを市に返却するときは、着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみの貸出しについて条件を付することができる。

(原状回復)

第8条 使用者は、貸出期間中に着ぐるみを紛失、滅失、汚損又は毀損（以下「破損等」という。）したときは、事由のいかんにかかわらず、その責任と負担により、直ちに次に掲げる処置をとらなければならない。

- (1) 着ぐるみを紛失又は滅失したとき 市長が指定する専門業者により新たな着ぐるみを作成し、市長に納付すること。
- (2) 着ぐるみを汚損又は毀損したとき 市長が指定する専門業者によるクリーニング、修理及び補修を行い、着ぐるみを現状に復した上で市長に返却すること。

2 市長は、着ぐるみが破損等により使用できない期間が生じる場合は、当該期間に係る貸出しの承諾を取り消し、その旨を使用者に通知するものとする。

(免責)

第9条 市は、着ぐるみの貸出しにより使用者が被った損害及び使用者が第三者に対して与えた損害について、その責めを負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。